

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法
条 項		第13条、第31条の6、第32条
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準による (別紙参照)
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和2年5月8日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準

さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉資金審査基準（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

1 趣旨

この基準は、さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領（平成26年10月1日施行）を補足し、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事務の適正かつ円滑な運用を図るため定めるものとする。

2 一般基準

(1) 資金の貸付けを受ける者に係る基準

ア 配偶者のない女子の取扱い

(ア) 配偶者の生死が明らかでない女子

配偶者の所在が不明であるため、その扶養を受けることができなくなつてから概ね6か月以上経過したもの

ただし、船舶の遭難等により配偶者が行方不明となり、その死亡が推定されるときは、その事実発生から概ね3か月以上経過したものについても同様とする。

(イ) 配偶者から遺棄されている女子

配偶者の所在が明らかであるが、その扶養が行われず、概ね6か月以上放置されている状態にあると認められるもの

(ウ) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子

次に掲げる状態が概ね6か月以上経過し、引き続き6か月以上継続すると認められるもの

a 現在海外に拘禁されている状態

b 帰国が可能な状態にありながら本人の意思で帰国しない場合であつて、かつ、送金されない状態

(エ) 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたつて労働能力を失っている女子

配偶者がその障害により、概ね6か月以上労働不能の状態にあり、引き続

き6か月以上継続すると認められるもの

ただし、配偶者が次に掲げるもののうち、いずれかに該当するときは、その認定がなされたときから対象として取り扱う。

- a 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳を所持し、その障害等級が1級又は2級の者
- b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者
- c 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）等の共済組合各法による障害共済年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者
- d 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者
- e 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態にある父

(オ) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子

配偶者が概ね6か月以上拘禁されており、その状態が引き続き6か月以上継続すると認められるもの

イ 配偶者のない男子の取扱い

貸付対象となる配偶者のない男子は、配偶者のない女子に準じる。

ウ 寡婦の取扱い

貸付対象となる寡婦は原則として60歳以下の者とし、貸付金の償還能力等を十分考慮すること。

エ 父母のない児童の取扱い

(ア) 父母の生死が明らかでない児童

父母の所在が明らかでないため、その扶養を受けることができなくなつてから、概ね6か月以上経過したもの

ただし、船舶の遭難等により父母が行方不明となり、その死亡が推定されるときは、その事実発生から概ね3か月以上経過したものについても、同様とする。

(イ) 父母から遺棄されている児童

父母の所在が明らかであるが、その扶養が行われず、概ね6か月以上放置されている状態にあると認められるもの

(ウ) 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童

次に掲げる状態が概ね6か月以上経過し、引き続き6か月以上継続すると認められるもの

- a 現在海外に拘禁されている状態
- b 帰国が可能な状態にありながら本人の意思で帰国しない場合であって、かつ、送金されない状態

(エ) 父母が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童

父母がその障害により、概ね6か月以上労働不能の状態にあり、引き続き6か月以上継続すると認められるもの。

ただし、父母が次に掲げるもののうち、いずれかに該当するときは、その認定がなされたときから対象として取り扱う。

- a 身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持し、その障害等級が1級又は2級の者
- b 厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者
- c 国家公務員共済組合法等の共済組合各法による障害共済年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者
- d 国民年金法による障害基礎年金の受給権者であって、その障害等級が1級又は2級の者

(オ) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

父母が現在まで6か月以上拘禁されており、その状態が引き続き6か月以上継続すると認められるもの

オ 就学支度資金、修学資金、修業資金及び就職支度資金（配偶者のない女子又は男子が扶養している児童に係るものに限る。）の貸付けを申請する児童の取扱い

(ア) 当該児童が貸付を申請する意思を明らかにしていること。

- (イ) 当該児童の法定代理人の同意を得ていること。
- (ウ) 当該児童の法定代理人を保証人とした連帯保証を付していること。
- (エ) 第三者を保証人とした連帯保証を付していること（当該児童の法定代理人に償還能力がないと認められる場合に限る。）。
- (オ) 母を借受者とするよりも子を借受者として貸付けを行う方が母子の経済的自立及び子の福祉増進に寄与すると認められること。

カ 法定代理人が選任されていない児童の取扱い
貸付けの対象としない。

キ 里親に養育されている児童の取扱い
里親が後見人として選任されている場合は、法定代理人として申請に同意を得ること。

ク 外国人についての取扱い
次のいずれの条件にも当てはまる場合は、貸付けを行って差し支えない。

- (ア) 現住地に6か月以上居住し、将来とも永住する見込みがあること。
- (イ) 償還能力が十分にあり、また、確実な保証人を得られること。

ケ 不動産についての取扱い
自己の住居として使用していない不動産を所有している者については、経済状況等を考え、個々の実状に則して対応すること。

コ 子ども夫婦が同居している場合の取扱い
申請者と同一世帯に配偶者のある子が同居しているとき、その世帯の生計の中心が子又はその配偶者と認められる場合は、原則として貸付けの対象としない。

なお、子又はその配偶者が生計中心者と認められるのは、社会通念上概ね次の場合である。

- (ア) その世帯の生計費の大半が子又はその配偶者によってまかなわれているとき。
- (イ) 自営業者の場合は、事業経営中心者が子又はその配偶者であり、その労力の大半が子又はその配偶者であるとき。
- (ウ) 住民票上の世帯主が子又はその配偶者であるとき。
- (エ) 主要な資産の名義が子又はその配偶者のものであるとき。
- (オ) その世帯の対外的な交渉について、子又はその配偶者が当たっているとき。

サ 収入のある親と同居している場合の取扱い

親とは別の生計を営んでいると認められる場合は、貸付けの対象として取り扱う。

ただし、同一生計の場合は、原則として、その世帯の生計中心者が申請者である場合のみ貸付けの対象として取り扱うことができる。

シ 生活資金等の貸付けに係る特例

ケ及びコの規定は、生活資金及び技能習得資金の貸付けには適用しない。

ス 成年の第1子が、母又は父及び第2子以降の子を扶養している場合の取扱い

母又は父に生活能力がないため、成年の第1子が生計中心者となり、母又は父及び児童を扶養している場合、母又は父を借受者とし、第1子の合意の上で第1子を連帯保証人として取り扱うことができる。

なお、第2子を借受者とした場合も同様とし、この場合の連帯保証人は母又は父及び第1子を含む2名以上の者とする。

セ 住所が不安定な貸付申請者の取扱い

放浪癖があり、居住地が安定していない者は、貸付けの対象としない。

ただし、夫の暴力等から逃れるために住民票を現住所に移すことができない者については、その者が次に掲げる要件をすべて満たしている場合に限り、貸付けの対象として取り扱うことができる。

(ア) 原則として現住所地に6か月以上居住している。

(イ) その居住地で民生委員の証明による母子家庭の認定がなされている。

(ウ) 十分な償還の能力があると認められる保証人がいる。

ソ 目的外流用のおそれがある者の取扱い

資金が、本来の目的以外の用途に流用されるおそれがある場合及び既に事業を開始しており、その継続中に生じた借財の返済に充てる場合については、貸付けの対象としない。

特に、申請者が多額の借財を有する場合、浪費癖がある場合等は、より綿密に調査し、取り扱うこと。

タ 償還の意思及び能力が認められない者の取扱い

この貸付制度は、福祉対策の一環としての事業ではあるが、その行為はあくまでも民法上の金銭貸借関係にある。

したがって、申請者（借受者）、連帯借受者及び保証人は償還義務を負うものであるから、償還の意思がないと認められる者及び償還能力がない者であって、回復する見込みがないと認められる者は、貸付けの対象としない。

チ 他の借入金等の滞納者に対する取扱い

この貸付制度及び他の制度における借入金の償還、租税等の支払いを現に滞納している者は、原則として貸付けの対象としない。

ただし、子が連帯借受者となり、又は保証人による連帯保証を付すことにより償還の見込みがあると認められる場合は、対象とすることができる。

ツ 必要性が認められない者の取扱い

次に掲げる場合は必要性が認められない者とみなし、貸付けの対象としない。

(ア) 現在の収入で十分生活可能でありながら、単に利潤追及の目的で事業を開始又は拡張するための貸付申請であると認められる場合

(イ) この制度を利用しなくとも、必要な費用は十分に賄うことが可能と認められるにもかかわらず、単に母子家庭であること、あるいは貸付制度があることを理由に貸付申請をしてきたと認められる場合

(2) その他の基準

ア 償還期限の取扱い

償還期限は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第1項及び第37条第1項に定める期限を超えない範囲で、確実な履行が可能であると認められる期限を設定すること。

なお、修学資金（大学院を除く。）の償還期間は、原則として、以下に掲げる期間を超えない期間とする。

(ア) 高等学校、専修学校（一般課程・高等課程） 貸付期間の2倍に相当する期間

(イ) 高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程） 貸付期間の3倍に相当する期間

(ウ) 大学 貸付期間の2.5倍に相当する期間

イ 事業計画が大きいものの取扱い

(ア) 事業の開始、拡張若しくは継続又は住宅の増改築、建築、購入若しくは補修の計画で多額の一時資金を要する場合、他からの借入金及び償還金も勘案

して慎重に貸付けの適否を決定する。また、事業の開始、拡張及び継続にあつては、総資金がこの貸付制度における貸付限度額の概ね3倍以内を基準とする。

(イ) その事業等に要する経費の総額を借入金で賄うことは望ましいことではない。そのため、概ね必要経費総額の2割以上(50万円を超えるような事業規模の大きなものは3割以上とする。)の自己資金を所有している者を貸付対象とする。

ウ 虚偽の申請の取扱い

申請の内容に虚偽があると認められるときは、原則として貸付けの対象としない。ただし、単なる錯誤であるときはこの限りでないので、虚偽の申請が意識的に行われたものか否かについては綿密に調査し、判断する。

エ 重複貸付けの取扱い

同一の資金の再度にわたる貸付けについては、新規貸付申請額が貸付限度額から既に借り受けた貸付金の償還未済額を差し引いた額の範囲内を限度とする。

ただし、前回貸付分の償還が順調で貸付けの実効が認められ、かつ、次回貸付けについてもその効果が期待できる場合に限る。

また、複数の資金を同時に貸し付ける場合には、必要性を判断した上で行うことができる。

なお、修学資金等の子を借受者とすることができる資金について、複数の子を対象とする場合は、各子についての複数の資金として扱うものとし、同一の資金として扱わないものとする。

オ 継続的資金の借受者が、貸付中に市外へ転居した場合の取扱い

技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付けを受けている者が、市外に住所を変更したときにあつても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

カ 生活保護受給者の取扱い

生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者に対する貸付けについては、資金を貸し付けることがその者の生活の安定及び向上に効果的であると認められる場合に限り、この制度の利用について指導することができる。

なお、被保護者に対する貸付けの適否、収入認定等については、生活保護の実

施機関と連携する。

被保護者に指導する際は、被保護者に対する状況の聞き取りに加え、この制度を利用することについて生活保護の実施機関に相談しているかどうかを確認の上、保護の実施状況、自立に向けた取組状況等について照会することについての同意を得ること。

被保護者からの聞き取り及び生活保護の実施機関への照会の結果、(3)の保証人による保証を付すことで償還可能と認められる者に対してはこの制度による貸付けによる支援を積極的に推進するものとし、償還の見込みがないと認められる者に対しては他の制度を案内する等、借受人の早期自立に向けた措置をとること。ただし、被保護者が貸付けを希望している場合は、保護の受給が一時的なものであるか、償還開始時まで生活状況が向上し保護の廃止に向かう見込みがあるか等、償還の見込みに係る意見を生活保護の実施機関に求めるものとする。

(3) 保証人の基準

ア 保証人による保証を付すための措置

(ア) 保証人による連帯保証を付すことにより貸付金の利子が無利子となる資金については、可能な限り保証人による連帯保証を付すよう促すとともに、利子を要する場合には他の制度を案内し検討した上で申請するよう促す等、借受人の早期自立を図るための措置をとること。

(イ) (ア)に掲げる資金を除く資金についても、保証人による連帯保証を付すことにより償還可能と認められる者に対しては保証人による連帯保証を求める等、適切な債権管理を行うための措置をとること。

イ 保証人の要件

(ア) 保証人とは、借受者と連帯して債務を負担するもの(連帯保証人)であること。

(イ) 民法(明治29年法律第89号)第450条第1項の規定による保証人の要件を具備していること。

なお、償還完了までの保証能力等を十分考慮すること。

ただし、児童が借受者となる貸付金については、弁済資力の有無にかかわらず、行為能力があると認められる法定代理人を保証人とすること。この場合、当該法定代理人に加え、保証人の要件を満たす第三者を保証人とすること。

と。

また、ここで掲げる要件については、借受人が立てようとする保証人がイに掲げる保証人の要件を満たしていない場合であっても、借受人からの聴聞の結果、やむを得ない事情があると認められる場合であって、償還開始時において借受者による弁済が困難なときには保証人からの弁済が見込める場合には保証人として認める等、借受人の自立につなげるよう運用すること。

(ウ) 借受者の親族であることが望ましいこと。

(エ) 60歳未満の者が望ましいこと。

(オ) 原則として県内に在住している者であること。

ただし、これらが得られない場合は、近隣の都県に居住する者を保証人とすることができる。

なお、県内又は近隣都県内に保証人が得られず、他の地域に居住する親族を保証人とする場合は、原則として三親等内の者とする。

(カ) 一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいること。

なお、保証能力については、その者の所得を証明できる書類により確認すること。

(キ) 申請者と同一生計を営んでいる者は、保証人として認められないこと。

ただし、貸付けを受けることにより生計を別にすると認められる場合は、当該同一生計を営んでいる者を保証人とすることができる。

ウ 前夫又は前妻の取扱い

前夫又は前妻を保証人とすることはできない。

ただし、他にまったく保証人が得られない場合には、アの要件を満たす者について保証人とすることができる。

エ 未成年の取扱い

未成年者を保証人とすることはできないが、未成年であっても婚姻している場合は成年とみなし、保証人とすることができる。

ただし、その場合は、所得状況、返済能力、申請者との関係等を十分に考慮する。

オ 外国人の取扱い

他に保証人が得られない場合は、次に掲げる要件を満たしている外国人を保証

人とすることができる。

(ア) 永住許可又は特別永住許可を受けていること。

3 資金別基準

(1) 事業開始資金

ア 次に該当するものについては、貸付けの対象として取り扱う。

(ア) 現在営んでいる事業をやめ、新たに事業を開始する場合。

(イ) 現在の勤務先から独立し、個人経営でその会社の下請けとして同様の仕事を行う場合。

(ウ) 宅配等の事業を下請けで行うため、自家用車が必要で、自家用車の持込料が給与明細に明記されている等、親会社が自家用車の使用を認めている場合又は担当区域の交通が不便であることが明らかな場合
なお、必要に応じて親会社等に確認する。

イ 次に該当するものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 申請者が、事業経営の主体ではないと認められる場合。

なお、その事業に対する申請者の出資割合が5割を超えていれば、事業経営の主体とみなす。

(イ) 事業計画が粗雑であり、不相当と認められる場合。

(ウ) 立地条件が不相当と認められる場合。

(エ) 許認可を必要とする事業の場合は、当該許認可を受ける見通しがなく、不法営業のおそれがあると認められる場合。

(オ) 投機的事業と認められる場合。

(カ) 申請者が主力の事業であって、経営上の技術、知識経験等を要するものであるにもかかわらず、申請者がその技術等を有しない場合。

(キ) 事業計画が、その扶養する児童の健全育成上有害と認められる場合。

(ク) 環境衛生上有害と認められる場合。

(ケ) 事業継続中の運転資金であって、買掛金の決済に充てると認められる場合。

(コ) 申請者が法人の代表者であって、その法人の事業資金に充てると認められる場合。

(サ) 保険外交員をしている者が、外交のための交通手段として自動車を購入す

る場合。

ウ 保証人を立てる場合には、公証人による保証意思の確認を求めること。

(2) 事業継続資金

ア この資金の貸付けは、事業開始後概ね1年以上経過しているものを対象とする。

イ 同じ場所に店を新築又は改築して、再び同じ事業を開業する場合は、貸付けの対象として取り扱う。

ウ 次に該当するものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 事業等から生じた借金の返済に充てると認められる場合。

(イ) 申請者が、事業経営の主体ではないと認められる場合。

(ウ) 事業計画が粗雑であり、不相当と認められる場合。

(エ) 立地条件が不相当と認められる場合。

(オ) 許認可を必要とする事業の場合は、当該許認可を受ける見通しがなく、不法営業のおそれがあると認められる場合。

(カ) 投機的事業と認められる場合。

(キ) 申請者が主力の事業であって、経営上の技術、知識経験等を要するものであるにもかかわらず、申請者がその技術等を有しない場合。

(ク) 事業計画が、その扶養する児童の健全育成上有害と認められる場合。

(ケ) 環境衛生上有害と認められる場合。

(コ) 事業継続中の運転資金であって、買掛金の決済に充てると認められる場合。

(サ) 申請者が法人の代表者であって、その法人の事業資金に充てると認められる場合。

(シ) 現に経営している店については従業員に任せ、他の場所に支店を出す場合。

エ 保証人を立てる場合には、公証人による保証意思の確認を求めること。

(3) 修学資金

ア 外国の大学の日本校については、学校教育法（昭和22年法律第26号）における位置付けを確認し、専修学校であれば修学資金の対象とする。

なお、各種学校である場合は、修業資金の対象とする。

イ 中学校卒業後、朝鮮学校に進学する場合は、以下のとおり取り扱う。

(ア) その学校が中学校卒業以上を入学資格とするものであり、教育内容が高等

学校に相当するものであれば、修学資金の対象とし、高等学校として取扱う。

(イ) 朝鮮大学校（朝鮮学校で大学に相当するもの）については、修業資金の対象とする。

ウ 大学受験のための予備校については、学校教育法における位置付けを確認し、専修学校であれば修学資金の対象とする。

エ 高等専門学校4年及び5年時の貸付限度額については、それぞれその児童が高等専門学校1年時の短期大学1年及び2年の額を適用する。

オ 医科大学における貸付期間は、6年間とすることができる。

カ この資金の貸付けを受けて大学に在学中の者が、病気等留年するにやむを得ない理由があると認められる場合は、留年期間中についても貸し付けることができる。

キ 高等学校から引き続いて高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学（以下「大学等」という。）まで修学資金の貸付けを受けた者で保証人が同一の場合は、高等学校及び大学等の償還期間を合算した期間内において、合算した貸付額を均等に償還することができる。

なお、大学から引き続いて大学院まで修学資金の貸付けを受けた者で保証人が同一の場合についても同様とする。

ク 対象経費は次に該当するものとし、小遣銭等に利用する目的であると認められるものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 授業料

(イ) 授業料以外の学校納付金（施設整備費、実習費等）

(ウ) 修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実習材料費等）

(エ) 課外活動費（部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等）

(オ) 自宅外通学において係る経費（食費、住居費、光熱水費等）

(カ) 保健衛生費（診療代、薬代等）

(キ) その他学生生活を送る上で必要と認められる経費

ケ 他の修学資金貸付制度と併用することができる。

ただし、日本学生支援機構による学資貸与については、その貸与金額との差額についてのみ、この資金の対象とすることができる。

コ 修学資金の貸付けにより修学する者が、授業料の減免又は給付型奨学金（学資

支給金)を受けるときは、所定の額から当該授業料の減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を貸付限度額(所定の額から給付型奨学金の月額と授業料の減免の年額を12で除した額(1円未満の端数は切り捨て)との合計額に相当する額を控除した額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))とする。ただし、授業料の減免及び給付型奨学金の申請を行っている場合であっても、減免等の決定前に一度授業料の納入が求められ、その後減免又は給付型奨学金の給付が決定した際に納入額が還付され、又は過月分が支給される取扱いが行われる場合があることから、このような場合には、授業料の納入に当たって必要な額の貸付金の貸付けを行うこととする。

(4) 技能習得資金

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車の運転に係る同法第84条に規定する公安委員会の運転免許(仮免許を除く。以下「自動車運転免許」という。)を習得する必要性が認められる例としては、以下のものが挙げられる。

ただし、その事項が、文書等により示されていることとする。

(ア) 就職が内定している会社から、自動車運転免許の取得が要請されている。

(イ) 自動車運転免許を取得することにより、好条件の会社に確実に就職又は転職することができる。

(ウ) 手当が付く、昇級する等、現在の職場での待遇が改善される。

イ 次に該当すると認められるものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 技能習得の形態が、一般就労と同様の状態にあると認められる場合。

(イ) 申請者の趣味等により知識及び技能の習得を希望すると認められる場合。

(5) 修業資金

ア 自動車運転免許の習得に係る特別貸付けについては、以下の事項に留意して取り扱う。

(ア) 児童が高等学校3年に在学していること。

なお、定時制高校及び高等専門学校であっても、3年在学時に申請があったものを対象とする。

(イ) 就職に際して自動車運転免許の習得が必要であること。

なお、その必要性についての基準は、技能修得資金に準ずる。

(ウ) 自動車運転免許の習得について在学する高等学校長の承認を得ていること。

(エ) 貸付を受けようとする者は、貸付申請に当たって取得しようとする自動車運転免許の種類を届け出るとともに、教習所入所承認証明書を提出しなくてはならない。

(オ) 貸付けに当たっては、当該児童が在学する高等学校と連携し、申請者に対して適切な指導を行う。

イ 次に該当すると認められるものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 技能習得の形態が、一般就労と同様の状態にあると認められる場合。

(イ) 申請者の趣味等により知識及び技能の習得を希望すると認められる場合。

(6) 就職支度資金

長期休暇からの職場復帰については、就職時と同様の事情にあるとみなし、貸付けの対象とする。

(7) 医療介護資金

ア 高額療養費による給付、附加給付、ひとり親家庭等医療費支給制度等の医療費公費負担制度による給付がある場合は、自己負担分からこれらの額を控除した額を貸付けの対象とする。

イ 貸付けの対象となる疾病又は負傷は、当該疾病又は負傷について医療を受ける期間が1年以内と見込まれるものとする。

ウ この貸付けが、単なる資金援助とされないよう留意する。

エ 貸付額については、医療費見込額証明書における概算医療費に基づき、償還が達成できると認められる範囲内とする。

オ 貸付申請日以前に受けた医療については、6か月を超えない範囲で遡及することができるが、その場合の据置期間についても、医療を受ける期間が満了して6か月を経過するまでの期間とする。

(8) 生活資金

ア 配偶者のない女子又は配偶者のない男子となって7年未満の者に係る貸付けについては、以下のとおり取り扱う。

(ア) 生活費収支内訳書に基づく必要額を貸し付ける。

ただし、社会通念上必要な生活用品、住居設備等を整える必要があると認められる場合には、その所要額を加算することができる。

(イ) 自立生活計画書により返済計画を明確にするとともに、自立へ向けての助言及び指導を行う。

イ 貸付金額については、貸付けを受けた者の償還能力に応じた適正な額としなければならない。

(9) 住宅資金

ア この資金は、現に居住し、かつ、原則として自己所有の住宅が対象であるが、親族の家に同居している場合又は借地に自己所有の住宅を建築している場合においても貸付けの対象となる。

なお、その際は、家主又は地主の同意を必要とする。

イ 次に該当するものは、貸付けの対象として取り扱う。

(ア) トイレを汲取式から水洗式に改築する場合

「老朽化による改築」として取り扱う。

(イ) 公共工事の負担金

下水道等公共工事の負担金については、必要であればこの資金の対象としても差し支えないが、市町村からの助成・貸付制度等についても調査の上、取り扱う。

ウ 次に該当するものは、貸付けの対象としない。

(ア) 現在の住居で、世帯員の居住が十分可能である等、その増改築、建設、購入の必要性が認められない場合。

(イ) 遺産相続等により共有しているが、今後引き続いて居住すると認められない場合。

(ウ) 間貸しをするために増改築を行うと認められる場合。

(エ) 納税に充てると認められる場合。

(オ) 償還計画がずさんであり、かつ、確実な償還財源が見込まれない場合。

(10) 転宅資金

ア 賃貸住宅の更新料については、通常2年に1度の契約更改時に必要となることが多いことから、賃貸住宅の更新料に充てる場合は、次のとおり取り扱う。

(ア) 賃貸住宅の更新料に充てるためのこの資金の借受けは1回限りとする。

(イ) 必ず2年以内に償還を終了することとする。

イ この資金の貸付けについては、原則として新居住地で行うものとする。

ウ 次に該当すると認められるものについては、貸付けの対象としない。

(ア) 住居移転に伴う交通費、近隣との交際費、新住居の整備費等にこの資金を充てる場合。

(イ) 転居後の居住地が不安定になると認められる場合。

エ 配偶者と同居しているものについては、既に当該配偶者との離婚が成立しており、今後別居することが明らかである場合は、貸付けの対象とする。

(1 1) 就学支度資金

ア 学校教育法第1条による学校又は修業施設以外のものに入学又は入所すると認められる場合は、貸付けの対象としない。

イ 対象経費は次に該当するものとする。

(ア) 受験料

(イ) 被服費等

ウ 就学支度資金の貸付けにより入学する者が、入学金の減免を受けることができることができるときは、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。ただし、入学金の減免の申請を行っている場合であっても、減免の決定前に一度入学金の納入が求められ、その後減免が決定した際に還付される取扱いが行われる場合があることから、このような場合には、入学金の納入に当たって必要な額の貸付金の貸付けを行うこととする。

(1 2) 結婚資金

婚姻にかかる費用は、本来、その子自身が負担するものであることから、貸付けに当たっては、その必要性について十分調査、指導すること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年12月26日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。